

※2.11.17 時点
今後、必要に応じ変更
する場合があります。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 市立学校の臨時休業ルール等について

1 市立学校の再開に向けた基本的な考え方（令和2年5月21日）基本方針

- 学校再開にあたっては、新型コロナウイルス感染症が終息するまで、相当の長期間にわたってウイルスと共存していかざるを得ないという認識に立ち、実施可能な教育活動を段階的に開始していくことで、子どもたちの健やかな学びと、学校における感染リスクの低減の両立を可能な限り図っていくこととする。

2 感染拡大防止に向けた主な取組<学校の臨時休業ルール>（令和2年6月12日改訂）

○児童生徒等が感染	⇒原則当該校を「濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間」、臨時休業
○児童生徒等が濃厚接触者に特定	⇒原則当該児童生徒又は教職員を2週間自宅待機

【参考】文部科学省(令和2年6月5日)「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」

3 臨時休業する学校の校名公表について

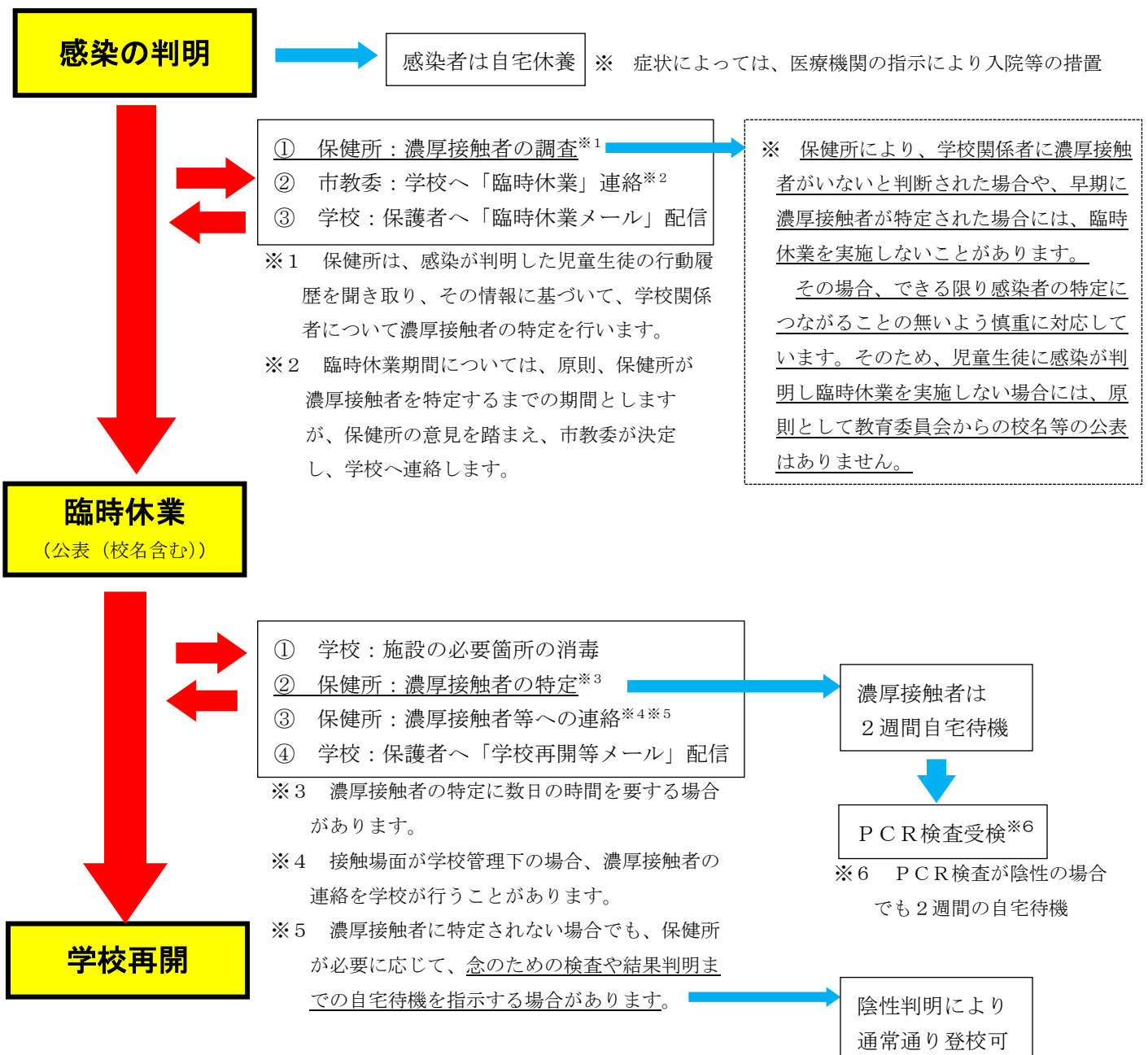
- 当該校を臨時休業とする場合には、臨時休業する学校の校名も含めて公表しています。※
- ただし、児童生徒等に感染が判明しても、学校関係者に濃厚接触者がいない場合や早期に濃厚接触者が特定された場合には、臨時休業を実施しないことがあります。その場合には、できる限り感染者の特定につながることの無いよう、慎重に対応しています。そのため、児童生徒に感染が判明し臨時休業を実施しない場合には、原則として教育委員会からの校名等の公表はありません。

※ 市立学校では、児童生徒等に感染が判明した場合、濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間を臨時休業とし、できる限り感染者の特定につながることの無いよう、以前は臨時休業を実施する学校の所在する行政区名まで公表していましたが、臨時休業を実施した学校名はSNS等により拡散される等の状況がありましたので、以後、児童生徒が感染し当該校を臨時休業とする場合等には、臨時休業する学校の校名を含めて公表しています。

4 新型コロナウイルス感染症患者に係る情報について

- 新型コロナウイルス感染症患者に係る情報については、日々、川崎市ホームページにおいて、感染者の年代、性別、居住地、職業、症状・経過、行動歴等について公表しています。
- 児童生徒等に感染が判明した場合には、できる限り感染者の特定につながることの無いよう、慎重に対応しています。また、新型コロナウイルスへの感染は誰にでもありうるとの認識に立ち、児童生徒が誹謗・中傷や差別的言動を受けることのないよう、引き続き各学校において、児童生徒への指導を徹底するとともに、保護者や地域住民への協力を求めるよう働きかけていきます。

5 感染が判明した場合（臨時休業を実施する場合）の「感染判明から学校再開まで」の大きな流れ



■保健所による濃厚接触者の特定について

- ・小学校ではわくわくプラザ利用者、中学校・高等学校では部活動参加者、特別支援学校ではスクールバス利用者等も濃厚接触者に特定される可能性があります。
- ・感染が判明した児童生徒が在籍している学級の児童生徒全員が、濃厚接触者に特定される場合や、保健所により念のための検査及び自宅待機が指示される場合もあり、その場合は学校再開した後も、実質的には学級閉鎖と同様の状態になる可能性があります。